

地域経済活性化に向けた商店街振興

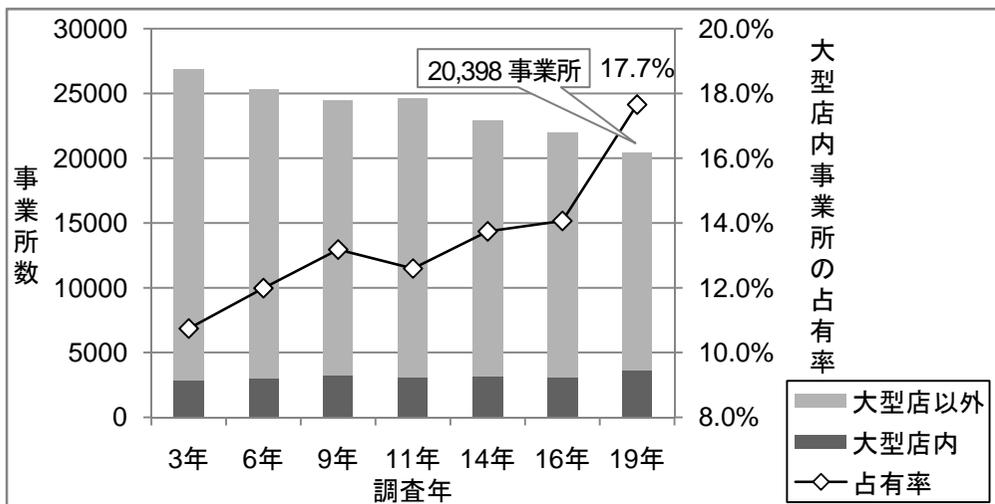
- 1 横浜の小売業の現状について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～ 3
- 2 横浜の商店街の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～ 8
- 3 商店街への支援施策の状況について・・・・・・・・・・・・ 9～12

1 横浜の小売業の現状について

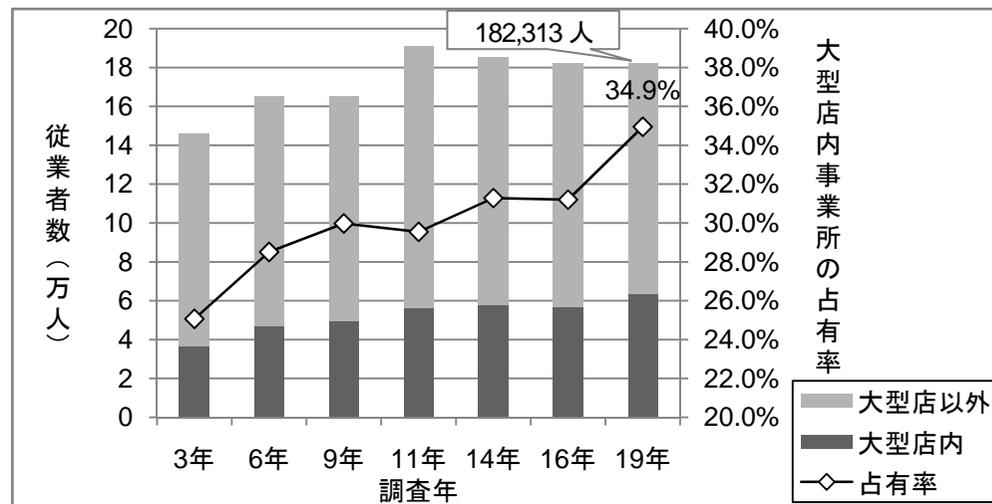
(1) 全市的な状況

- ・小売業の推移をみると、事業所数は減少傾向が続いているものの、従業者数及び売場面積は増加傾向を示している。
- ・各項目について大型店内と大型店以外の内訳をみると、全ての項目で大型店内事業所の占有率が上昇しており、大型店へのシフトが進んでいる。

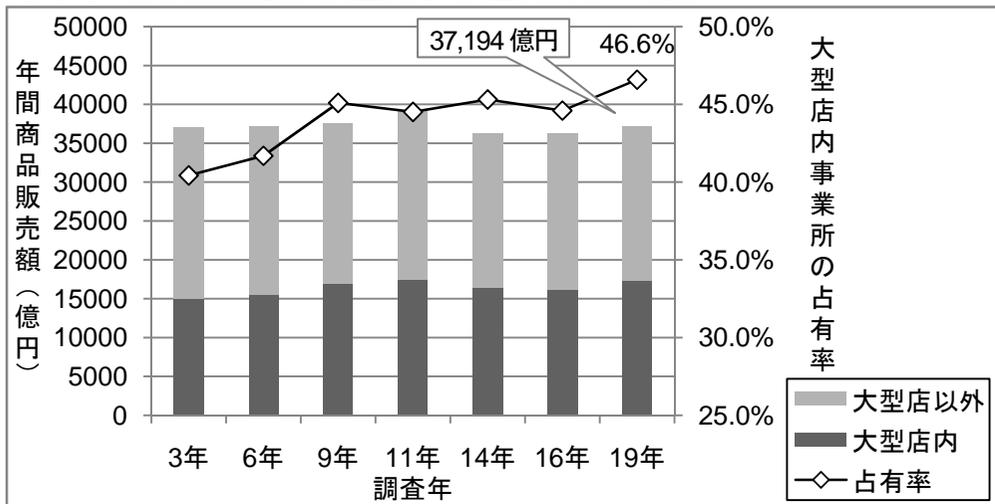
【図1】 事業所数（大型店内・大型店以外）の推移



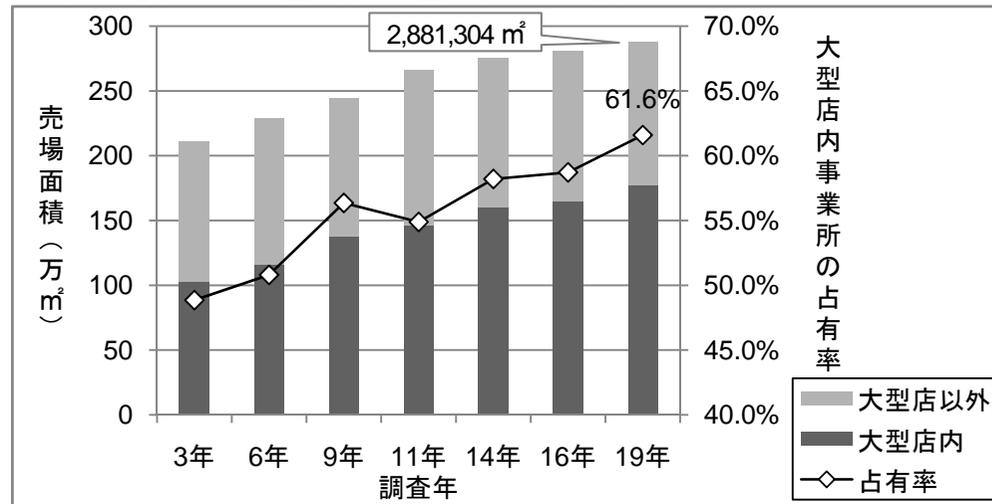
【図2】 従業者数（大型店内・大型店以外）の推移



【図3】 年間商品販売額（大型店内・大型店以外）の推移



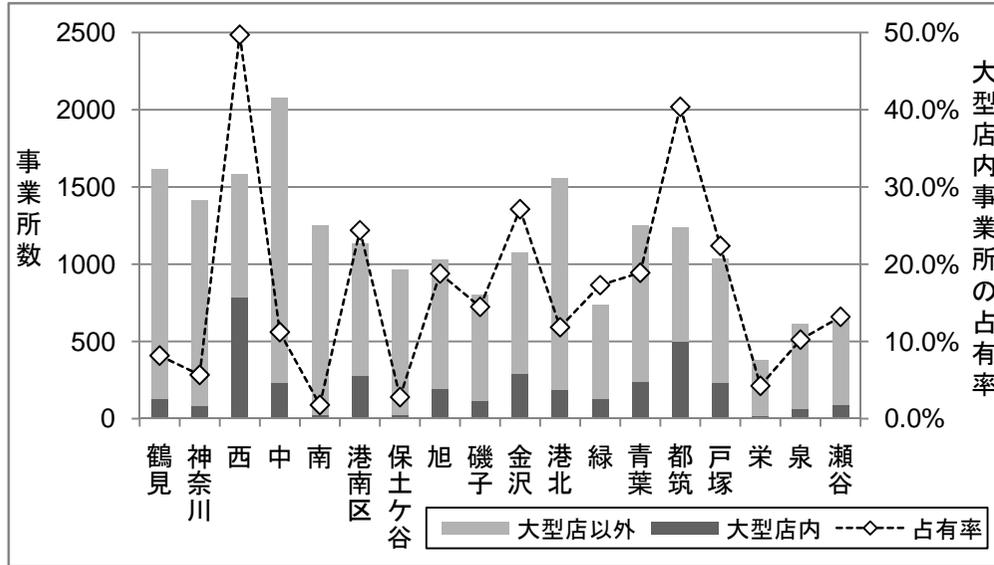
【図4】 売場面積（大型店内・大型店以外）の推移



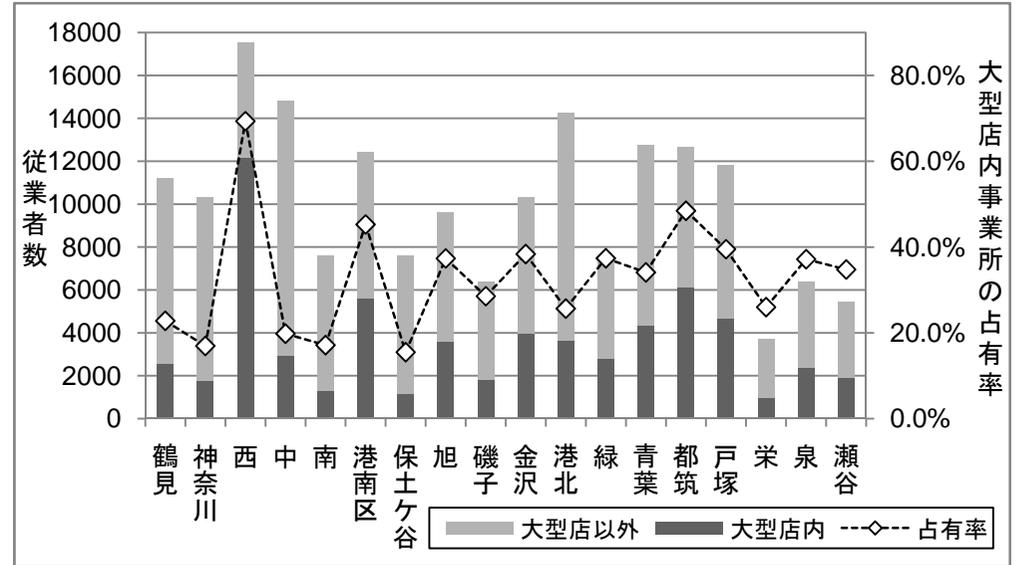
※商業統計調査より作成。「大型店」とは、平成11年調査までは一つの建物内の売場面積が500㎡超のものを、平成14年調査以降は一つの建物内の売場面積が1,000㎡以上のものが対象。

(2) 区別の状況

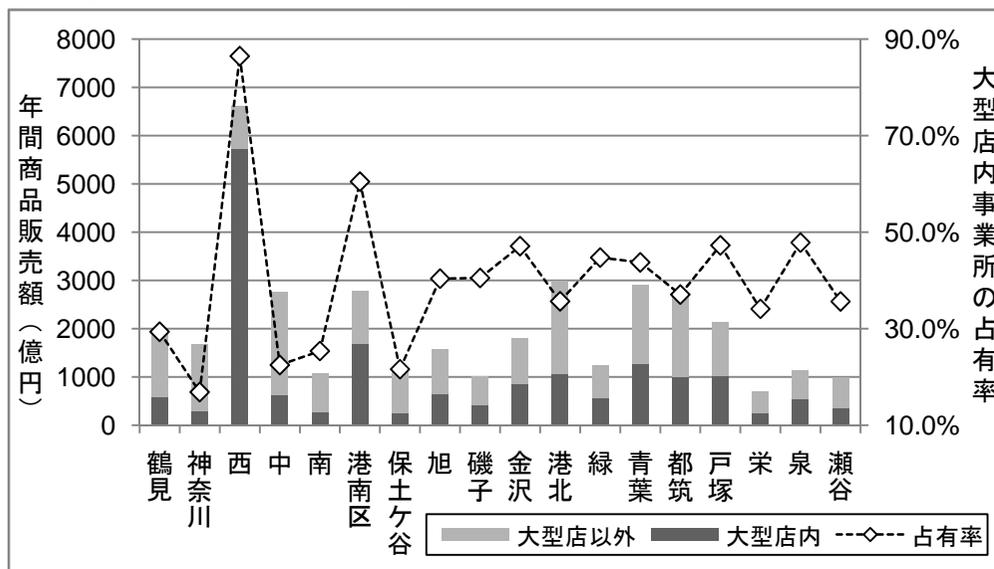
【図5】平成19年 18 区別事業所数（大型店内・大型店以外）



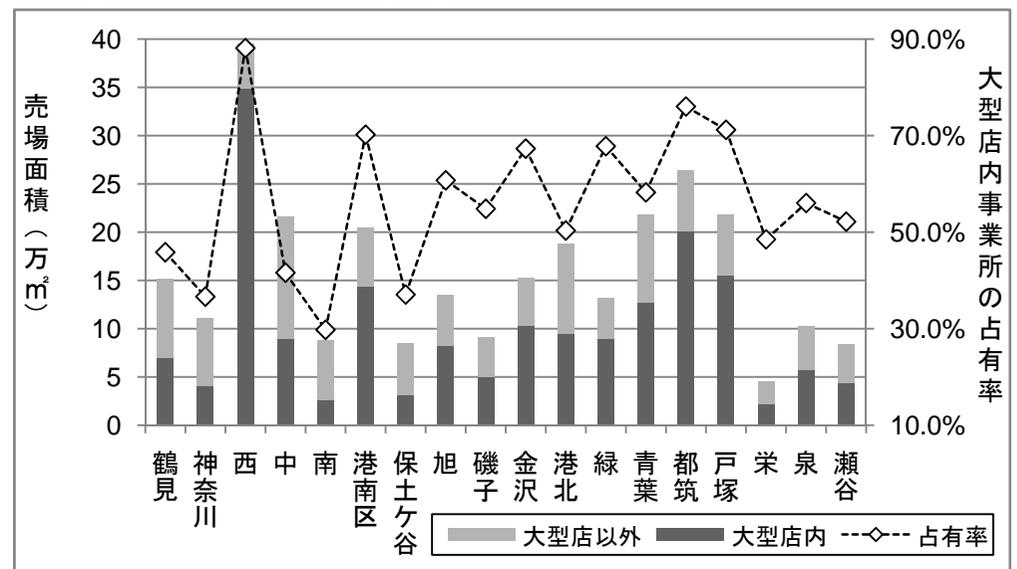
【図6】平成19年 18 区別従業者数（大型店内・大型店以外）



【図7】平成19年 18 区別年間商品販売額（大型店内・大型店以外）



【図8】平成19年 18 区別売場面積（大型店内・大型店以外）



※平成19年商業統計調査より作成。「大型店」とは、一つの建物内の売場面積が1,000㎡以上のものが対象。

(3) 政令市（東京特別区を含む）の状況

- ・各都市と比較すると、横浜は東京特別区、大阪市に次いで第3位の規模となっている。
- ・しかし、購買力の吸収度合いを示すトンプソン指数は1を下回り第16位となっており、市内の購買力が東京特別区等へ流出している傾向が見られる。

[表9] 政令市（東京特別区を含む）小売業の比較

	事業所数		従業者数		年間商品販売額		売場面積		人口[19年10月1日現在]		トンプソン指数	
		順位	(人)	順位	(百万円)	順位	(㎡)	順位	(人)	順位		順位
横浜市	20,398	③	182,313	③	3,719,410	③	2,881,304	③	3,627,420	②	0.97	⑯
札幌市	10,772	⑧	111,543	⑤	2,133,509	⑤	2,115,655	⑤	1,894,344	⑤	1.07	⑬
仙台市	8,012	⑪	71,362	⑨	1,268,154	⑩	1,342,999	⑪	1,028,775	⑫	1.17	⑥
さいたま市	7,028	⑯	65,076	⑫	1,260,944	⑪	1,178,523	⑬	1,190,282	⑩	1.00	⑮
千葉市	5,476	⑱	55,834	⑭	1,120,709	⑬	976,990	⑮	937,041	⑭	1.13	⑦
東京特別区	77,302	①	561,786	①	13,323,804	①	7,873,613	①	8,652,709	①	1.46	②
川崎市	7,476	⑭	63,117	⑬	1,165,892	⑫	914,544	⑯	1,369,443	⑨	0.81	⑱
新潟市	7,854	⑫	52,095	⑮	940,963	⑮	1,216,226	⑫	812,783	⑯	1.10	⑨
静岡市	7,571	⑬	45,665	⑰	807,190	⑰	855,558	⑰	710,749	⑱	1.08	⑫
浜松市	7,081	⑮	48,385	⑯	937,653	⑯	1,018,047	⑭	810,646	⑰	1.10	⑨
名古屋市	19,759	④	153,086	④	3,191,700	④	2,819,770	④	2,236,561	④	1.35	③
京都市	16,834	⑤	110,389	⑥	2,013,745	⑥	1,606,807	⑧	1,468,588	⑦	1.30	④
大阪市	31,521	②	197,855	②	4,547,883	②	2,971,872	②	2,643,805	③	1.63	①
堺市	5,767	⑰	44,289	⑱	782,813	⑱	809,359	⑱	834,668	⑮	0.89	⑰
神戸市	14,607	⑥	99,619	⑦	1,796,402	⑧	1,850,551	⑥	1,530,168	⑥	1.11	⑧
広島市	9,126	⑩	70,170	⑩	1,353,169	⑨	1,487,841	⑨	1,162,215	⑪	1.10	⑨
北九州市	10,696	⑨	65,793	⑪	1,090,390	⑭	1,375,333	⑩	987,230	⑬	1.05	⑭
福岡市	13,154	⑦	98,809	⑧	1,907,189	⑦	1,734,589	⑦	1,426,724	⑧	1.27	⑤
政令市計	280,434		2,097,186		43,361,519		35,029,581		33,324,151		1.23	
全国	1,137,859		7,579,363		134,705,448		149,664,906		127,771,000		1.00	

※平成19年商業統計調査より作成。(平成19年6月時点で政令市に移行している都市について集計)

※トンプソン指数＝(当該都市の販売額÷当該都市の人口)÷(全国の販売額÷全国人口)

指数が1より大きい場合は当該都市外から購買力を吸収し、1より小さい場合は当該都市外へ購買力が流出していることを示す。

2 横浜の商店街の状況について

(1) 社団法人横浜市商店街総連合会 会員商店街数の推移

- ・市内の商店街数（横浜市商店街総連合会会員商店街数）は、平成3年をピークに減少傾向が続いている。
- ・平成22年6月現在 306 商店街で、平成3年当時の7割強となっている。また、会員 30 店舗以下の小規模商店街が過半を占めている。
- ・商店街の組織形態についてみると、法人化されている商店街組織は46 商店街と、全体の15%にとどまるものの、1 商店街の平均店舗数は任意組織の35.1 店に対し法人組織は70.1 店と、比較的規模が大きいものとなっている。

[表1] 横浜市商店街総連合会 会員商店街数の推移

	商店街数	比率	店舗数
3年	422	100.0	19,307
18年	346	82.0	13,817
19年	336	79.6	13,388
20年	329	77.9	13,062
21年	317	75.1	12,691
22年	306	72.5	12,356

※各年6月1日現在の会員数。

※比率は、平成3年を100とした商店街数の比率。

[表2] 横浜市商店街総連合会 組織形態別会員商店街数（22年6月1日現在）

商店街形態	法人組織			任意組織
		振興組合	協同組合	
商店街数	46 (15.0%)	6 (2.0%)	40 (13.0%)	260 (85.0%)
店舗数	3,226 (26.1%)	612 (4.9%)	2,614 (21.1%)	9,130 (73.9%)
1商店街平均店舗数	70.1 店	102.0 店	65.4 店	35.1 店

※（ ）内は構成比。

[表3] 横浜市商店街総連合会 規模別会員商店街数（22年6月1日現在）

店舗数規模	30 店舗以下	31～50 店舗	51～100 店舗	101 店舗以上	合計
商店街数	160 (52.3%)	71 (23.2%)	58 (18.9%)	17 (5.6%)	306

※（ ）内は構成比。

[表4] 横浜市商店街総連合会 区別会員商店街数（22年6月1日現在）

区	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
商店街数	30	25	25	36	12	16	16	13	14	18	23	9	15	9	14	9	10	12
店舗数	1,050	981	1,634	1,823	432	422	764	503	418	596	1,168	423	673	335	361	133	243	397

(2) 商店街の実態（商店街経営実態調査結果から）

ア 商店街経営実態調査について

- ・市内の商店街の経営実態と、市民の購買行動及び商店街に対する期待とを明らかにすることを通じて、今後の商店街活性化検討の基礎資料とするため、平成 21 年度に商店街実態調査経営実態調査、来街者調査、消費者購買行動意識調査の 4 調査を一体的に実施した。

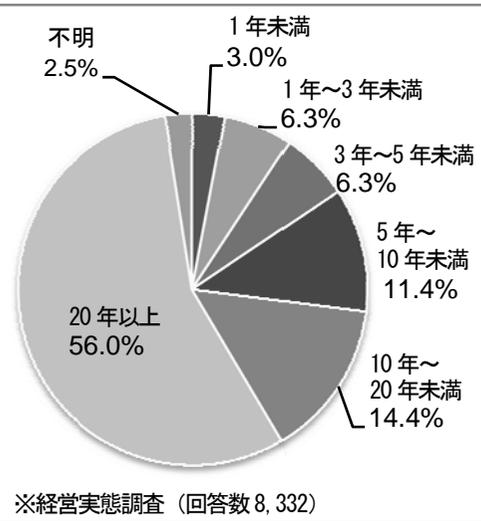
[表 5] 調査の概要

調査名	商店街実態調査	経営実態調査	来街者調査	消費者購買行動意識調査
調査目的	市内の商店街組織ごとの運営状況、ハード面・ソフト面の取組状況及び商店街の抱える悩みや将来の見通しについての実態を把握し、今後の商店街支援施策の検討、さらには商業活性化施策に対する基礎資料とする。	市内の商店街を構成している個店ごとの組織形態、業種、営業年数等をはじめ後継者の有無、商店街を引っ張るリーダーの存在、個店から見た商店街活動に対する意識及び商店街が今後取り組むべき事項など、個店の状況や個店からみた商店街組織の状況や商店街活動の必要性等を把握する。	商店街来街者の世代、来街手段、購買行動、商店街に対する評価などから、商店街の現状と商店街の求められる機能・役割を明らかにし、今後の商店街施策を探る。	最寄商店街に対する消費者の意識を把握することによって、商店街支援施策の検討を進めるうえでの基礎資料とする。
調査対象	横浜市商店街総連合会加盟の商店街 市内 317 商店街	横浜市商店街総連合会加盟の商店街 (317 商店街) 内にある店舗 11,649 店	横浜市商店街総連合会加盟の商店街 (317 商店街) から選定した 市内 129 商店街エリアへの来街者	住民基本台帳・外国人登録原票から 無作為抽出した 20 歳以上の市内在住者 3,000 人
調査方法	・調査員による配布・回収、択一式アンケート ・商店街周辺環境調査	・調査員による配布・回収、択一式アンケート	・調査員による来街者ヒアリング (1 商店街あたり概ね 2 日間、平日 9 時～16 時に実施) ・1 エリア 300 件	・郵送での送付・回収択一式アンケート
回収数	272 件 85.8%	8,330 件 71.5%	26,606 件 68.7%	1,398 件 46.6%
調査日程	平成 21 年 10 月 19 日 ～平成 22 年 2 月 4 日	平成 21 年 10 月 19 日 ～平成 22 年 2 月 4 日	平成 21 年 10 月 19 日 ～平成 22 年 1 月 27 日	平成 21 年 11 月 30 日 ～平成 21 年 12 月 28 日
主な調査項目	商店街会員数、業種構成、商店街活動状況等	業種、後継者状況、事業継続意向 等	来街頻度・目的、商店街活動評価 等	用品別買回先、利用頻度、購買方法等

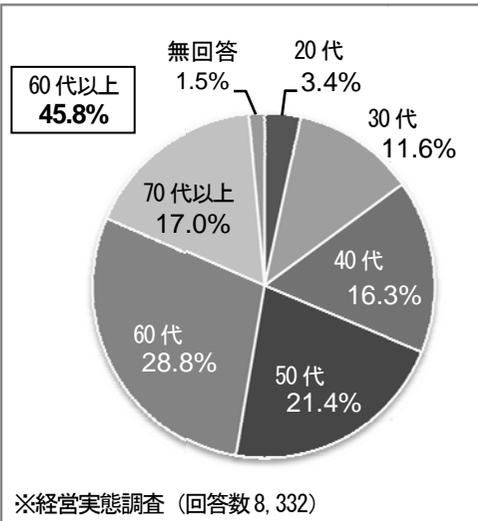
イ 商店街内の店舗の状況

- ・商店街にある店舗の半数以上が、20年以上にわたり営業を行っているが、経営者が60歳以上の店舗が半数近くを占めている。
- ・後継者が決まっている店舗は3割にとどまり、後継者のいない店舗のうち6割の店舗が自分の代で閉店する予定となっている。
- ・主要顧客は中高年層が過半を占め、多くの店舗では独自の販促活動を行っているが、1/4の店舗では何も実施していない。

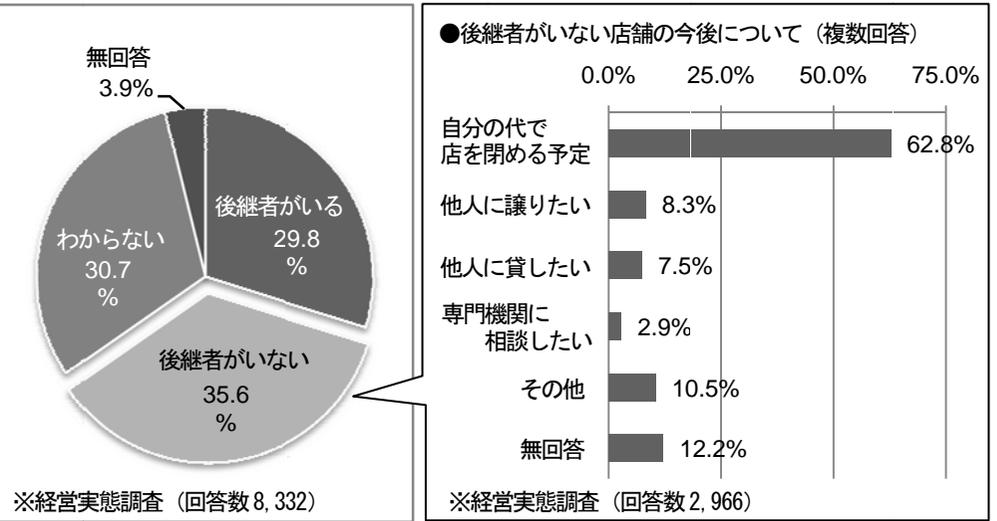
【図6】 営業年数



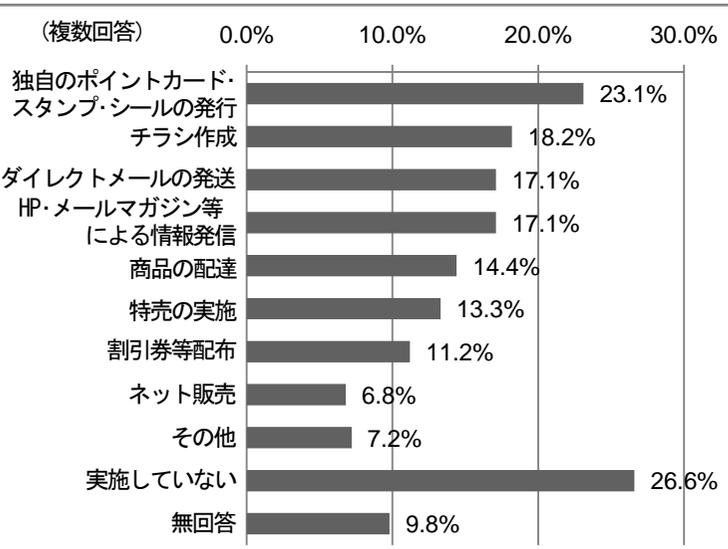
【図7】 経営者の年齢



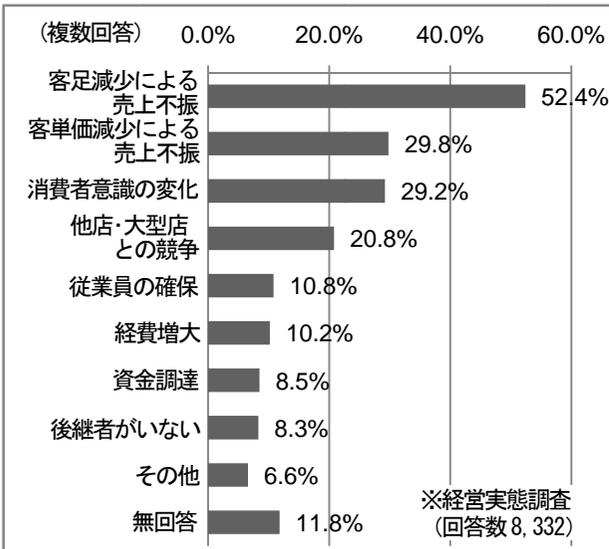
【図8】 商店街内店舗 後継者の有無の状況



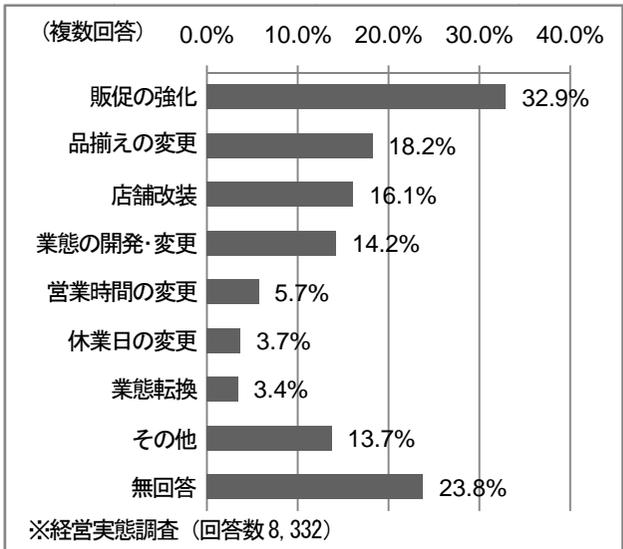
【図9】 販促活動の状況



【図10】 店舗経営上の問題点



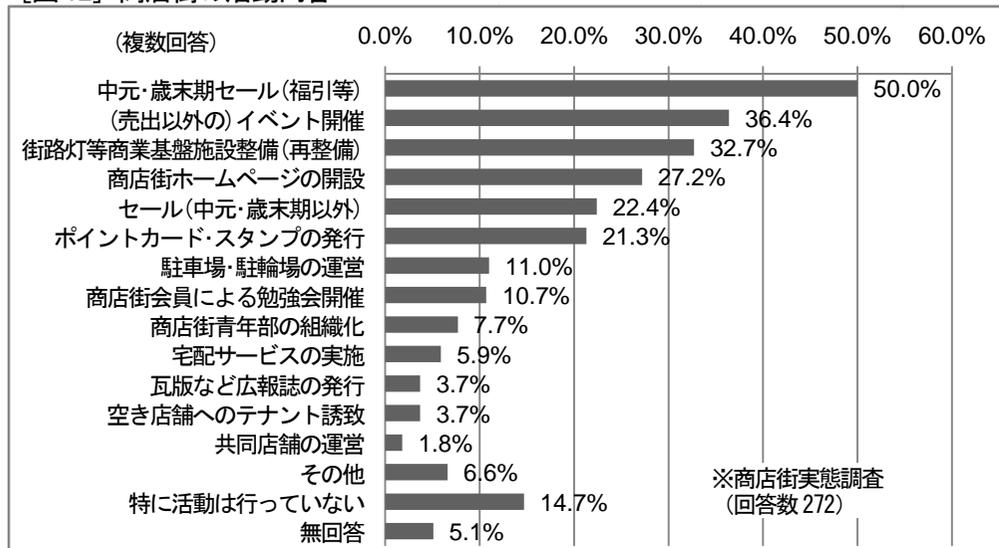
【図11】 今後の経営方針



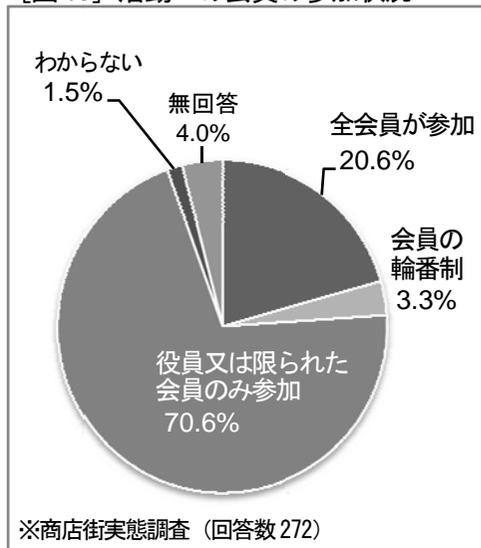
ウ 商店街の活動状況

- ・商店街の活動で最も多いのが「中元・歳末期のセール」で50%、「イベント開催」が36.4%と続くが、特に活動を行わない商店街も約15%存在している。
- ・商店街の活動時に全会員が参加している商店街は2割にとどまり、多くの商店街では役員と限られた会員のみで活動を行っている。

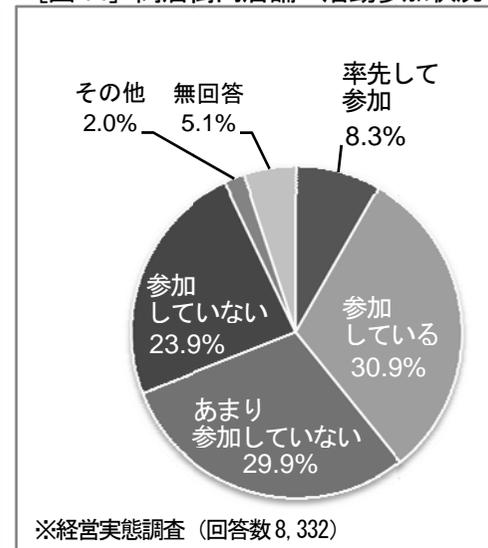
[図12] 商店街の活動内容



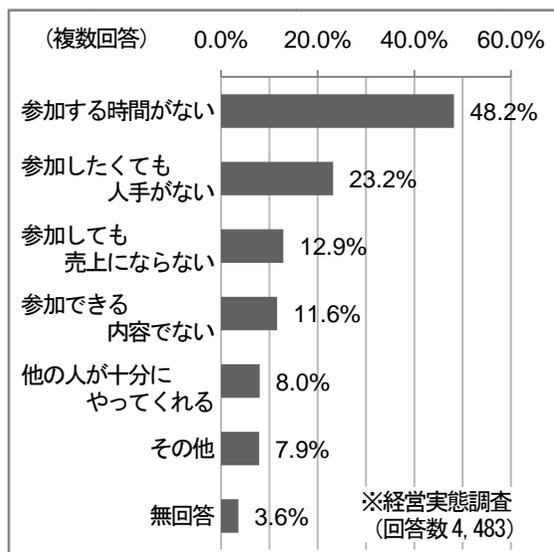
[図13] 活動への会員の参加状況



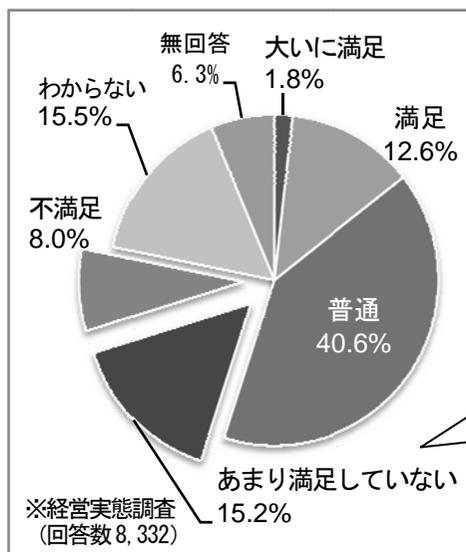
[図14] 商店街内店舗 活動参加状況



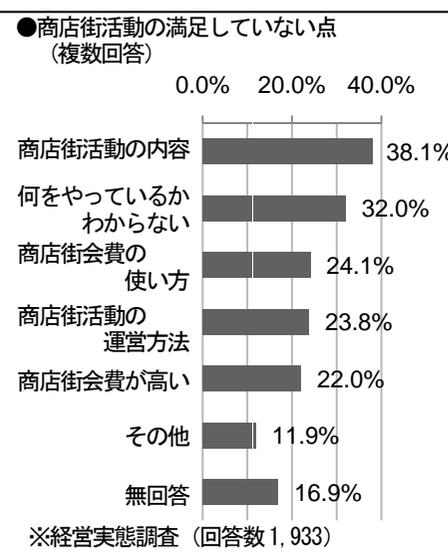
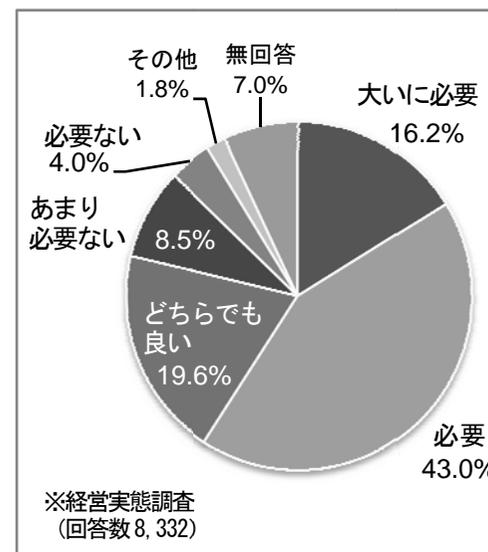
[図15] 商店街内店舗 不参加の理由



[図16] 商店街内店舗 活動の満足度



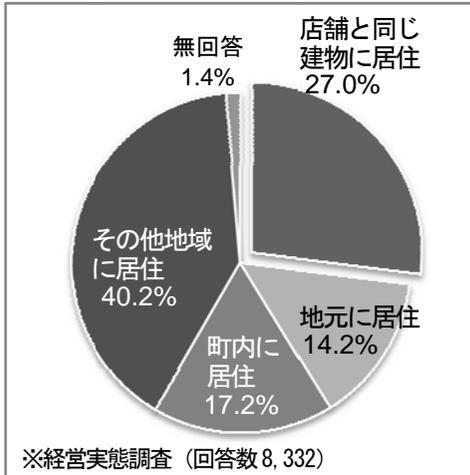
[図17] 商店街内店舗 活動の必要性



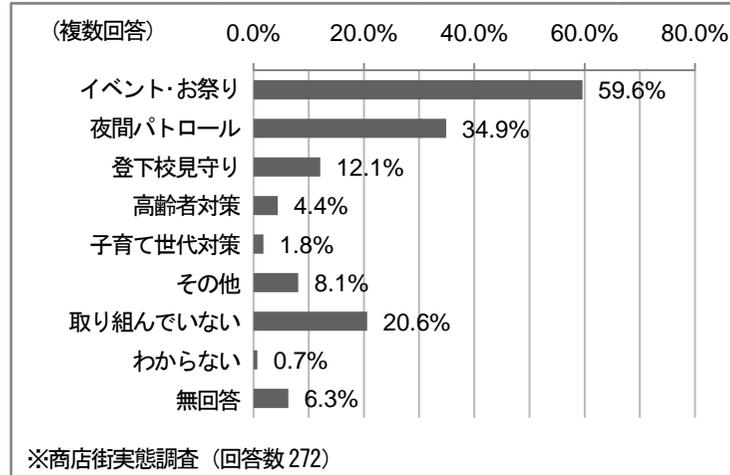
エ 商店街の地域との連携状況

- ・商店街の店舗に居住している店主は全体の3割弱にとどまり、商店街から徒歩5分圏内への居住者を含めても地元居住は約4割となっている。
- ・商店街が他主体と協働して行う活動について、イベント・お祭りが商店街の6割弱で実施している反面、高齢者対策や子育て世代対策の実施割合がかなり低い。
- ・市民がスタッフとして参加・協力する意識の高い活動は、イベント・お祭りに続いて、高齢者支援、登下校見守り、子育て世代支援となっており、地域住民の参加・協力により、これらの活動が実施できる可能性がうかがえる。

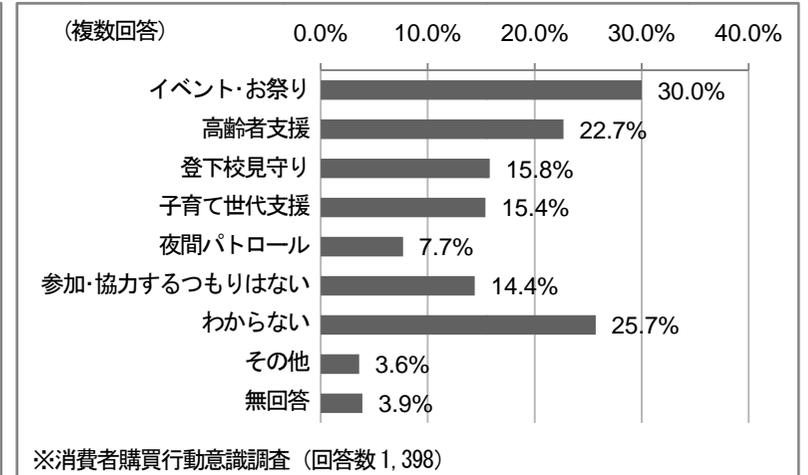
[図 18] 商店街内店舗 経営者居住地



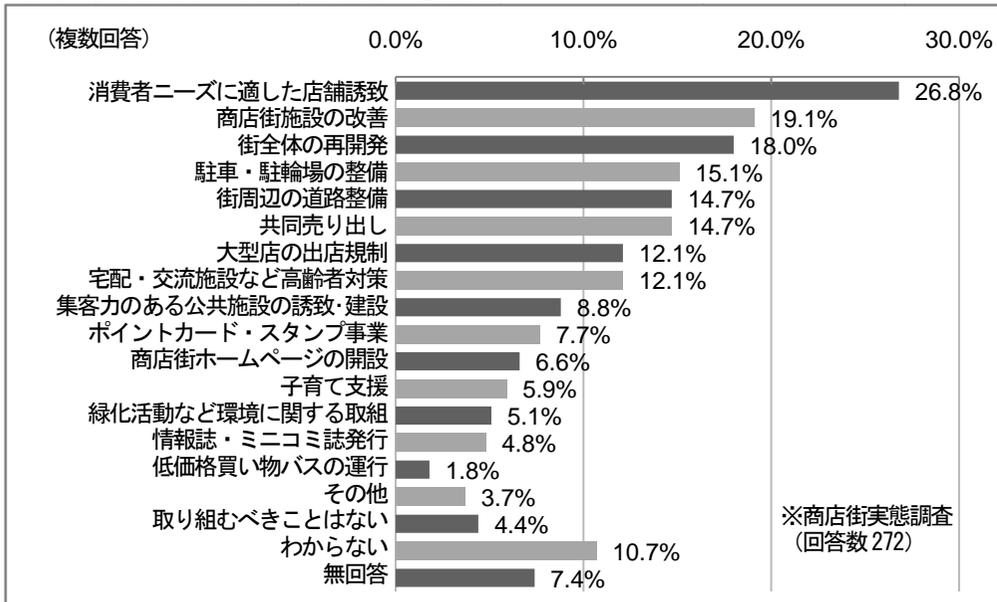
[図 19] 商店街が他の主体と協働して実施している活動



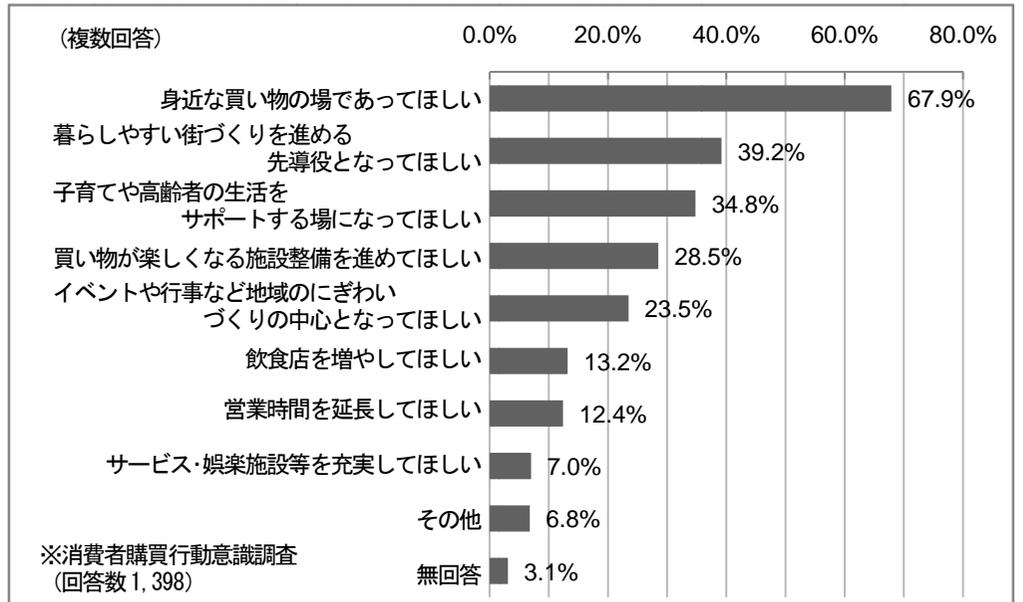
[図 20] 市民がスタッフとして参加・協力意識のある商店街活動



[図 21] 商店街が今後取り組むべき活動



[図 22] 消費者から見たこれからの商店街に期待すること



3 商店街への支援施策の状況について

(1) 本市の商店街支援施策

[表1] 横浜市商店街支援策一覧

施策名	概要	補助率・限度額		実施状況 (21年度)	事業開始 年 度
		補助率	限度額		
商店街活性化 イベント助成事業	地域の賑わい・交流促進を通じた商店街活性化を図るため、商店街が実施するイベントの開催経費の一部を補助	複数区にまたがり 実施するイベント	補助率 1/3 限度額 100万円(1~3回目)、50万円(4・5回目)	3件	昭和 62年度
		※単一区内で実施するイベントは、各区の実情に応じて区が規定		88件	
安全・安心な 商店街づくり事業	商店街の発展並びに地域防犯対策等を図るため、防犯パトロールを実施している商店街に対して、街路灯の電気料金・ガス灯ガス料金の一部を補助	補助率	省エネ電灯(LED等)：補助対象額(年間電気ガス料金の9/12)の1/2 省エネ電灯以外：補助対象額(年間電気ガス料金の9/12)の1/3	102件	17年度
		限度額	30万円		
商業経営支援事業	商店街や商店を取り巻く諸課題を解決し、商店街の活性化につなげるため、商店街・商店に専門家を派遣し、各種助言を実施	商店街：マーケティング調査、勉強会へのコーディネーター派遣、講演会への講師派遣など 商店：専門家による助言の実施 派遣費用 無料		商店街 12商店街 商店 33店舗	16年度
店舗流動化 支援事業	商店街内の後継者不在店舗等と、創業希望者とのマッチング支援及び成立後の事業継承等に必要経費の一部を補助	・登録された「後継者募集店舗」と「創業希望者」とのマッチング(お見合い)の場を設定し、合意形成に向けた支援を実施 ・事業継承の合意が整った場合、事業を継承する創業希望者に対し50万円を助成		マッチング 7件実施 うち成立1件	21年度
空き店舗活用事業	空き店舗の解消による商店街の活性化を図るため、審査により選定された優れたビジネスプランに対して、改装費・家賃の一部を補助	補助率	商店街が登録した店舗を活用する場合：1/2 その他の空き店舗を活用する場合：1/3	新規6件	8年度
		限度額	商店街が登録した店舗を活用する場合：改装費200万円・賃料60万円 その他の空き店舗を活用する場合：改装費150万円・賃料48万円		
商店街ソフト 支援事業	①プラン実践支援 イベント以外のソフト事業に係る経費の一部を補助(情報誌やホームページ等作成、エコ活動経費など)	補助率	1/2	21団体	21年度 ①・②は 16年度
		限度額	法人商店街：30万円 複数商店街が実施する場合：50万円 任意商店街：15万円 区商店街連合会が実施する場合：100万円		
	②商学連携支援 大学等と連携した商店街活性化の取組みに係る経費の一部を補助	補助率	1/2	1団体	
		限度額	30万円		
	③商店街(個店)の魅力UP支援 商店主が知識や技術を来街者に伝えるための講座開催経費の一部を補助	補助率	1/2	なし	
		限度額	30万円		

施策名	概要	補助率・限度額		実施状況 (21年度)	事業開始 年 度
商店街環境 整備事業	①商店街単独整備 商店街が行う街路灯や防犯カメラ、駐 車場、舗道等の施設整備に係る経費の 一部を補助	補助率	街路灯（省エネランプ）新設：14万円／本（上限75%） 街路灯（省エネ以外）新設：8万円／本（上限50%） アーケード、駐車場、防犯カメラ等：25% サイン施設（案内看板、アーチ等）：50%	街路灯 整備8件	昭和 28年度
		限度額	街路灯新設：500万円 防犯カメラ新設：500万円 アーケード新設：500万円 サイン施設新設：500万円 駐車場新設：500万円 ※複数施設を整備する場合、1,000万円が上限	防犯カメラ 整備2件	
		※上記以外の施設整備についても補助率・補助限度額を設定			
	②公共事業と一体的な整備 電線地中化等公共工事の実施とあわせ て商店街が行う施設整備に係る経費の 一部を補助	補助率	計画・設計：50% 整備：法人商店街25%、任意商店街35%	計画策定 1件	
商店街組織 強化支援	任意団体商店街組織が法人化した場合 に、法人化に係る経費の一部を補助	補助額	10万円	なし	22年度
地域経済 元気づくり事業	商店街と地域活動団体との連携づくりを 進める拠点を設置・運営し、地域ニーズ 調査や地域資源の発掘、商店街への事業 提案を通じて、商店街・地域経済の活性 化を図る	公募により選定した拠点設置事業者（8か所）と業務委託契約を締結し、事業を実施 （21年度は中区吉田町地域、港南区港南台地域、金沢区金沢八景地域を選定） ※事業実施期間：2か年度		新規設置 3か所 継続実施 1か所	18年度 (22年度 終了)
		委託額	450万円／年		
商店街事業提案型 活性化事業	地域経済元気づくり事業を実施した地域 の商店街が、事業成果を踏まえて総合計 画を策定し、計画に基づき実施する商店 街活性化事業に係る経費の一部を補助	21年度は保土ヶ谷区和田地域・磯子区滝頭地域（20年度から開始）、中区伊勢佐木 地域（21年度から開始）にて実施		3か所	19年度
		補助率	3／4 限度額 500万円（最長3か年度） ※21年度までに総合計画に基づく事業を開始した商店街は1,000万円		
商店街販売促進 支援事業	商店街の認知度向上に向け、21年度に引 き続き市内の商店街が統一して実施する 「横浜 Y. Y. 150 円商店街」の開催を支援	横浜市商店街総連合会が実施する「横浜 Y. Y. 150 円商店街」（開催商店街：43 商店 街）に係る経費の一部を補助（市内統一開催日：6月12・13日、11月27・28日）		全5回 開催	21年度

(2) 国の商店街支援施策

- ・中小企業政策審議会商業部会から、平成21年1月に報告書「『地域コミュニティの担い手』としての商店街を目指して」の答申がなされ、従来のハード面での支援から、ハード・ソフト両面にわたる支援の実施など、国の新たな商店街振興策のあり方が示された。
- ・答申を受けて、地域商店街活性化法（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律）が制定され、平成21年8月1日に施行されている。

[表2] 地域商店街活性化法の概要

<p>1 目的</p> <p>商店街を支援することにより、中小の小売業者やサービス業者を振興するとともに、地域住民の生活利便の向上や住民間の交流に役立つ活動を活発化させることを促し、地域のコミュニティの担い手としての役割を強める。</p> <p>法制定により、ソフト事業等の商店街活動への支援の強化、空き店舗対策の強化、人材育成の支援など、全国的な見地から総合的な商店街支援措置を講じる。</p> <p>2 法律の概要</p> <p>(1) 基本方針の策定</p> <p>経済産業大臣が、商店街活性化事業の促進の意義や基本的な方向等を示した方針を策定する。</p> <p>(2) 商店街活性化事業計画（法人商店街が作成）の作成・支援制度の創設</p> <p>経済産業大臣が、都道府県及び市町村に意見を聞いた上で、商店街活性化事業に関する計画を認定する。認定を受けた商店街組合や組合員である商店主などが行う商店街活性化事業に対して支援措置を実施する。</p> <p>※認定事業に対する補助金補助率の引き上げ（1/2→2/3）、認定事業を行う商店街等に土地を譲渡した者に対し、1,500万円を上限に譲渡所得の特別控除、認定事業を行う小規模企業者に対する設備資金貸付の貸付割合引き上げ（1/2以内→2/3以内） など</p> <p>(3) 商店街活性化支援事業計画</p> <p>経済産業大臣が、NPO法人等が作成した商店街活性化を支援する事業に関する計画を認定する。</p> <p>(4) 人材育成</p> <p>商店街の人材育成を国の責務と規定し、全国商店街振興組合連合会、全国商工会連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会が共同して「全国商店街支援センター」を設立し、商店街に対して人材育成・ノウハウ提供等の支援を実施する。</p>

[表3] 中小商業活力向上事業（補助事業）の概要

	補助対象事業	補助率・限度額
商店街活性化の取り組みであって、中小企業庁が指定する社会課題に対応するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ①教養文化施設（多目的ホール、展示場、休憩施設等） ②スポーツ施設 ③アーケード ④カラー舗装 ⑤駐車場 ⑥商業インキュベータ施設 ⑦公衆便所、街路灯等 ・商店街・商業集積の活性化を図る事業（店舗、店舗前面の整備） ・社会問題への対応により商店街活性化を図る事業（電子マネーシステム、バリアフリー化等） 	<p>補助率：地域商店街活性化法認定事業 2/3 その他 1/2、1/3</p> <p>限度額：100万円以上5億円以内</p> <p>※法人商店街のみ利用可能</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化支援（イベント事業、商店街人材育成事業 等） ・空き店舗活用支援（空き店舗を活用した保育サービス施設や高齢者交流施設 等） ・アーケード等撤去支援（老朽化したアーケードの撤去と景観向上 等） <p style="text-align: right;">など</p>	<p>補助率：地域商店街活性化法認定事業 2/3 その他 1/2、1/3</p> <p>限度額：100万円以上5億円以内</p>

(3) 神奈川県商店街支援施策

- ・神奈川県においても、商店街の施設整備に関する補助やソフト事業に対する補助など幅広い支援を行っている。
- ・国の商店街支援施策が「全国的観点からみて特に先駆的で大規模な取り組み」を中心に支援を行うことから、県は「国の支援対象とはならないが、モデル的な事業」への支援、「広域性、先進性、専門性の観点から市町村の取り組みへの支援・誘導」の役割を担うこととしている。

[表 4] 神奈川県商店街支援策一覧

施策名	概要	補助率・限度額
商店街まちづくり推進モデル事業	商店街が実施する、まちづくりと一体となった振興事業に対して経費の一部を助成 (例) 商店街のにぎわいを演出する「交流拠点づくり」、まちの「回遊性を高めるシステムづくり」、地域資源を活用した「商店街の特色づくり」 ※市町村から補助金を交付されることが条件	補助率：1/3以内 限度額：1,000万円 ※最大3年間継続可能
商店街競争力強化支援事業	商店街活性化につながるソフト事業に対して、経費の一部を助成 (例) 商品開発事業（一店逸品事業など）、環境・リサイクル事業（商店街エコバックの作成など）、高齢者等対応事業（宅配サービス事業の実験など）、安全安心まちづくり事業ほか	補助率：1/2以内 限度額：500万円
商店街施設整備事業	商店街の魅力向上につながるような商店街の施設整備に対して、経費の一部を助成 (例) アーケード、カラー舗装、安全安心まちづくり施設（防犯カメラ等）、新エネルギー活用施設（太陽光発電による街路灯等）、商店街コミュニティセンター、駐車場・駐輪場施設など ※市町村から補助金を交付されることが条件。	補助率：30%以内 (一部施設について任意商店街の場合は25%) 限度額：300万～2,500万円
空き店舗有効活用支援事業	商店街が空き店舗を活用して行う、商店街の活性化を目的とする事業に対して、経費の一部を助成 (例) 空き店舗を活用した来街者利便施設の設置・運営（休憩所、催事会場、文化教室等） 空き店舗を活用した実験店舗の設置・運営（1坪ショップ、リサイクルショップ等）	補助率：30%以内 限度額：改装費300万円
アドバイザー派遣制度	中小企業診断士、イベントプランナー、デザイナー等を派遣し、専門的なアドバイスを実施 (例) 商店街キャラクターを活用した事業展開に関するアドバイス、販促のためのホームページの有効活用に関するアドバイス など	費用：無料又は1回5,000円 (派遣内容による)
商店街・大学・地域団体パートナーシップモデル事業	商店街が大学やNPO法人等と連携した事業の実施を希望する場合、県が連携先を紹介するとともに、両者を仲介するコーディネーターを派遣	コーディネーター派遣費用及び会場使用料を県が負担
地域共生型モデル商店支援事業	環境、健康、少子高齢化、食の安全・安心などの社会的なニーズに対応した経営改善を希望する店舗に対して、専門家を派遣し計画づくりを支援	費用：無料
若手商業者連携促進事業	若手商業者グループが商店街組織の枠を超えた活動を予定しているグループに対して、コーディネーターを派遣し事業立ち上げを支援	費用：無料（上限年間20回）